

発注の取り止め等について

令和2年10月30日付で公告した「国道27号他交通安全施設整備工事」につきましては、不調不落となり、取り止めとなりました。

なお、本案件につきましては、予決令第99条の2の規定による随意契約へ移行する予定です。

福知山河川国道事務所